

山陽小野田都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案）

《目 次》

１．都市計画の目標	１
１－１．基本的事項	１
１－２．都市づくりの基本理念	２
２．区域区分の決定の有無	４
３．主要な都市計画の決定の方針	５
３－１．土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	５
３－２．都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	１０
３－３．市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	１８
３－４．自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針	１９
３－５．景観の保全と創出に関する主要な都市計画の決定の方針	２３
３－６．都市防災に関する主要な都市計画の決定の方針	２４
参考資料	２５

1. 都市計画の目標

1－1. 基本的事項

(1) 目標年次

本計画の策定に当たり、「都市計画の目標」、「主要な都市計画の考え方」については、おおむね 20 年後となる平成 42 年を想定する。

(2) 都市計画区域の範囲及び規模

本区域の範囲及び規模は、次のとおりである。

【都市計画区域の範囲及び規模】

区 分	市町名	範 囲	規 模	備 考
山陽小野田 都市計画区域	山陽小野田市	行政区域全域	13,299 ha	
	合 計		13,299 ha	

※平成 22 年度都市計画年報による

*印のついている用語は巻末に用語解説を掲載している。

1－2. 都市づくりの基本理念

山陽小野田都市計画区域は、山口県の南西部に位置し、瀬戸内海にそそぐ厚狭川・有帆川沿いやその河口に形成された市街地となだらかな丘陵地、平坦な干拓地等からなる区域で、山陽小野田市1市を区域とする都市計画区域である。

山陽小野田市は、江戸時代から石炭産業が盛んで、明治14年には、日本初の民間セメント会社が設立される等、古くから工業のまちとして発展してきたが、石炭産業が衰退した後は、企業誘致と緑化の推進、大型ショッピングセンターの誘致、山口東京理科大学の開学等、新しい産業と文化のまちとして発展をしている。

また、北部は古くから交通の要衝で、近年は、山陽新幹線JR厚狭駅の設置等により交通の拠点性がますます強まっており、居住空間と産業空間が共存する地域として発展を遂げている。

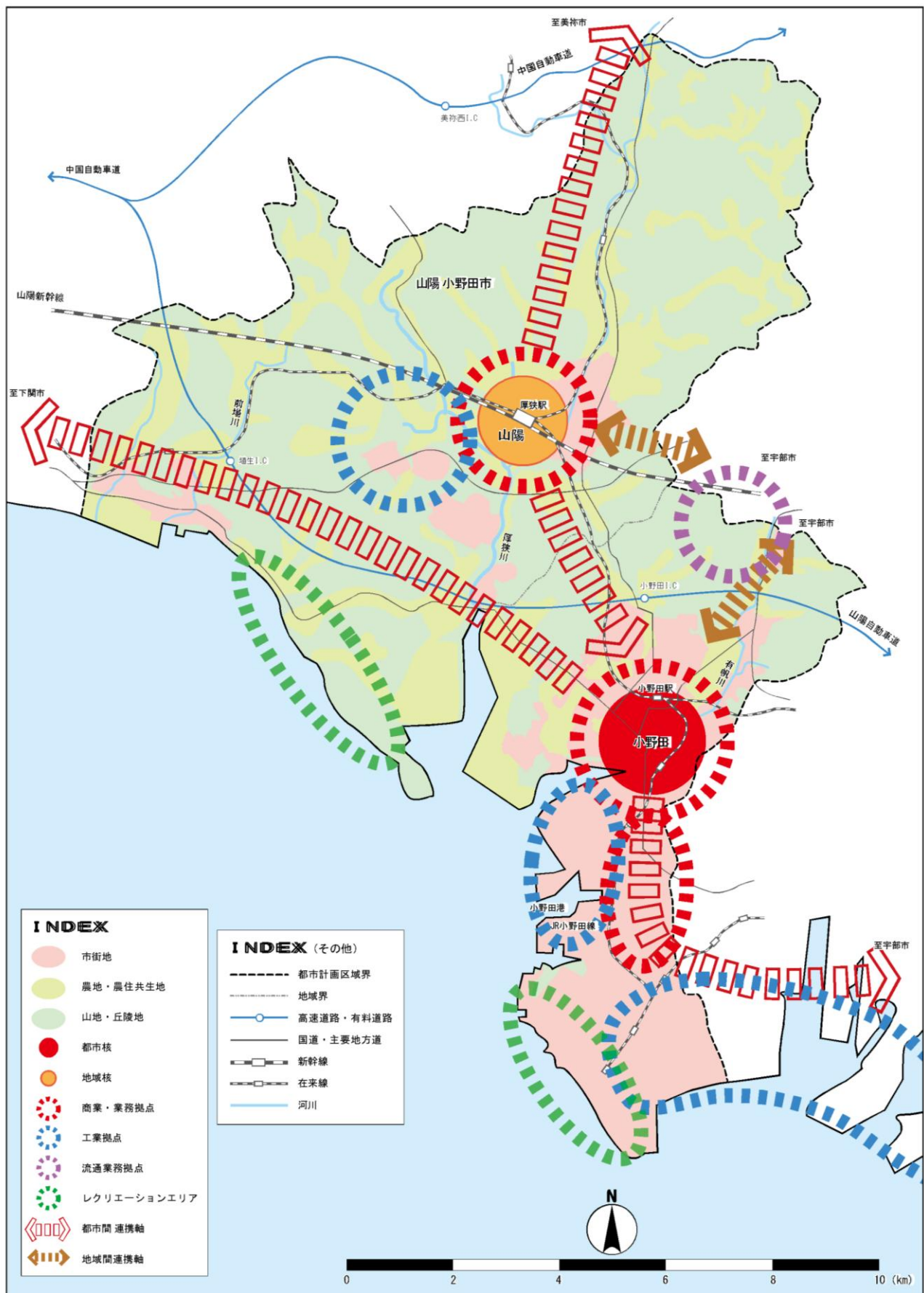
さらに、江汐湖、竜王山や焼野海岸等、自然環境にも優れ、自然と歴史・文化等、豊かな観光資源に恵まれた地域特性を持っており、米・野菜を中心とした農業や水産業も営まれている。

本区域が誇るこのような地域特性を踏まえ、都市づくりの基本理念を以下のように設定する。

歴史・文化と調和し、 豊かな自然環境と活力ある産業を活かした交流都市づくり

- 市街地を囲む丘陵地や、瀬戸内海の海岸線等の豊かな自然環境を活かした魅力ある都市景観の形成を図り、歴史・文化的環境と調和した美しい都市づくりを進める。
- 宇部市、美祢市、下関市等との都市間連携の強化を図るとともに、中心市街地の再構築と郊外部での無秩序な市街地拡大を抑制し、集約型の都市*づくりを進める。
- 高速道路網や港湾等の広域交通利便性を活かした都市間の連携や産業の振興を支える都市ネットワーク*の形成を図り、活力ある都市づくりを進める。
- 住民と行政がそれぞれの役割と責任を分担しながら、エリアマネジメント*の推進等、協働して地域特性を活かした個性豊かな都市づくりを進める。

■（仮）山陽小野田都市計画区域の将来都市構造



2. 区域区分の決定の有無

本区域は、開発圧力は強いものの、用途地域の指定の状況、人口減少等により、市街地の拡大の可能性が低いことから本区域に区域区分を定めない。ただし、宇部都市計画区域と隣接する本区域で開発圧力が強い用途白地地域において、特定用途制限等の適切な土地利用コントロールを行うことで無秩序な市街地の拡大の抑制を図る。

3. 主要な都市計画の決定の方針

3-1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

集約型の都市*づくりを進めるために、用途地域内での優先的・計画的な基盤整備による土地利用の増進と併せて、用途白地地域内での開発の抑制を図る。

(1) 主要用途の配置の方針

① 商業地・業務地

- ・ 行政施設や業務施設が集積している J R 小野田駅周辺では、交通結節点機能の強化、駅前商店街の活性化、土地の有効活用・高度化の促進により、本区域の都市核にふさわしい機能集積を図る。
- ・ 多様な拠点施設が周辺に位置する公園通り一帯では、計画的な市街地更新を進め、商業施設や公共施設の集積を活かして利便性の高い中核都市らしい生活空間の形成を図る。
- ・ 行政施設や業務施設が集積している J R 厚狭駅周辺では、新幹線駅の利便性を活かして、住宅とともに商業業務施設の建設を誘導し、計画的に複合型の土地利用形成を進め、地域核としての市街地形成を図る。
- ・ 鉄道駅周辺及び相当規模の住宅市街地の中心部付近については、周辺地域の日常的な生活サービスを支える商業地としての機能集積に努める。
- ・ 生活サービス施設がある近隣商業地、国道 190 号や県道船木津布田線の沿道の商業地については、周辺の住宅地の環境に配慮した良好な市街地環境や沿道景観の維持・形成を図りつつ、日常的な生活利便の高い商業地の形成を図る。

② 工業地

- ・ 東沖ファクトリーパーク、新大塚工業団地、山野井・新山野井工業団地等の工業用地においては、立地環境の保全・整備により、高度技術産業や研究開発産業等の企業誘致の推進や既存企業の定着を図る。
- ・ 臨海部に集積する工業地の活性化を促進するため、道路、港湾等の産業基盤整備を進める。また、産業公害及び都市防災の観点から環境の改善を図る。
- ・ 既存工業団地については、地域経済の活性化、新たな雇用の場の創出を目指し、企業誘致に積極的に取り組むとともに、誘致企業の地域への定着を促進する。

③ 住宅地

- ・ 人口集中地区である既成市街地やその周辺市街地については、各地域の特性に応じ都市施設の整備を図り、ゆとりある良好な住環境の形成に努める。
- ・ 専用住宅地は、低層住宅や中高層の共同住宅の立地している地区及び計画的に開発された住宅地に配置する。特に、計画的開発団地においては、地区計画*や緑地協定*、建築協定*等を活用し、良好な住環境の保全・形成に努める。
- ・ 一般住宅地は、住宅地としての土地利用を主体とする地区を位置づけ、生活道路や下水道等の都市基盤整備を進めながら、利便性のある住宅地の形成を図る。

- ・ 建築物や細街路からなる密集した市街地では、面整備や地区計画等による計画的なまちづくりを推進し、木造老朽住宅の建替えや防災面に配慮した既存ストック活用（リフォーム）の推進、生活道路の整備等を進め、住環境の改善を図る。

④ 流通業務地

- ・ 大規模な流通機能については、高速道路網で結ばれる山口市等県央部の流通団地に一部依存しつつ、小野田・楠企業団地等に圏域内の工場地や卸売市場等と連携した流通機能の集積を図る。

（２）土地利用の方針

① 土地の高度利用に関する方針

- ・ 本区域の中心部となっているＪＲ小野田駅周辺や公園通り周辺地区については、商業・業務、文化、情報等高次都市機能の集積に努めるとともに、都市景観に配慮しつつ、遊休地・低未利用地の有効活用や健全な高度利用を図る。

② 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

- ・ JR 小野田駅及び JR 厚狭駅周辺の準工業地域については、用途の集約や純化等、適正な用途地域の見直しを図り、周辺の商業環境や住宅地環境に配慮する中で、駅前市街地にふさわしい土地利用への転換を検討する。
- ・ 国道 190 号沿道の準工業地域のうち、近年土地利用の転換による大規模商業施設等の立地がみられる地区については、沿道商業地への転換を検討する。
- ・ 住居系、商業系、工業系等の用途地域に応じた適正な土地利用の誘導を図る。

③ 居住環境の改善又は維持に関する方針

- ・ 計画的開発団地においては、地区計画や緑地協定、建築協定等を活用し、良好な住環境の保全・形成に努める。
- ・ 建築物や細街路からなる密集した市街地では、面整備や地区計画等による計画的なまちづくりを推進し、老朽した木造住宅の建替えや防災面に配慮したリフォーム等による既存ストックの活用、生活道路の整備等を進め、住環境の改善を図る。
- ・ 住工混在地では、用途の純化を図りつつ、都市環境や都市防災の面から、計画的に基盤施設の整備を進め、良好な居住環境の形成を促進する。
- ・ 騒音等の著しい交通施設等の周辺については、公害の防止を図るため、緑地帯の設置や適正な土地利用の誘導を図る。

④ 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

- ・ 公園緑地、社寺境内林、河川沿いの緑地、農地等は、都市にうるおいを与え、住民の憩いの場としても貴重な空間であることから、都市として必要なものは適切に保全・活用を図る。
- ・ 竜王山や江汐湖等の自然景観や歴史的遺産、文化財等、地域を特徴づける景観を有する地区については、その景観の保全を図る。

- ・ 地域を特徴づける歴史的景観や良好な自然景観を残す山陽地域の旧山陽道沿いの街道集落等についてはその景観の保全を図る。

⑤ 優良な農地との健全な調和に関する方針

- ・ 厚狭川、有帆川沿いの市街地周辺部の農地は、今後とも食糧の安定供給を図るための土地資源であるとともに、都市の貴重なオープンスペース*であることから、原則として農業の振興と農地の保全を図る地区としてその保全に努める。
- ・ 農業農村整備事業等*が実施済みまたは事業実施が計画されている等、良好な農地地帯を形成している地区については、今後とも農業生産基盤の整備充実を図り、農業生産の向上に努める。
- ・ 農村等の既存集落については、地域の活力やコミュニティ*を維持するため、良好な営農等の条件や居住環境の確保に努める。

⑥ 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・ 土砂災害から人命や財産を守るため、土砂災害特別警戒区域に指定された地区については、開発許可制度の適切な運用等により、住宅の新規立地の抑制や、既存住宅の地区外への移転・誘導を図る。
- ・ 土砂災害警戒区域に指定された地区については、土砂災害マップ等により、災害のおそれのある区域についての危険の周知を行う。
- ・ 近年、甚大な洪水被害のあった厚狭川流域など、河川の増水・氾濫等による浸水が想定される区域については、取り組みの進む河川事業に併せ、洪水ハザードマップ等により、災害のおそれがある区域についての危険の周知を行う。
- ・ 過去、甚大な高潮災害のあった沿岸部など、高潮による浸水が想定される区域においては、取り組みの進む高潮事業に併せ、高潮ハザードマップ等により、災害のおそれがある区域についての危険の周知を行う。
- ・ 災害に強い市街地を形成するため、災害時の避難路や延焼防止帯等の確保を図る。
- ・ 山林や農地は、その保水機能や遊水機能により、土砂災害や水害の発生を抑制するために重要な役割を果たすことから、これらの適切な維持・保全を図る。

⑦ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

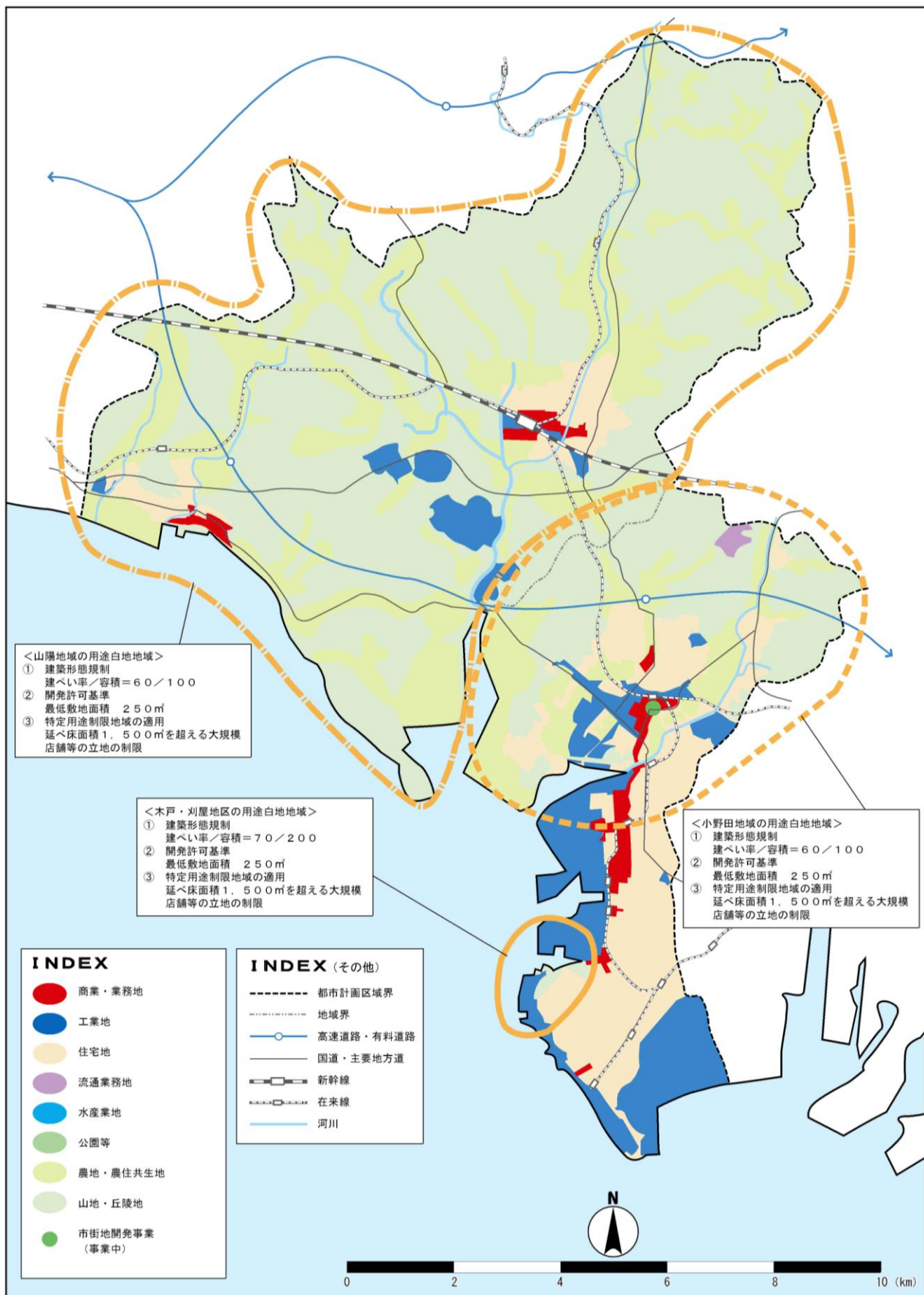
- ・ 竜王山、焼野海岸、江汐湖等の自然環境については、今後とも自然地として保全すべき区域とするほか、市街地外縁緑地等の良好な景観を有する区域を保全する。

⑧ 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

- ・ 用途地域内は、優先的・計画的な都市基盤整備や地区計画等の活用などにより、良好な市街地環境を創出し、低未利用地の利用増進を図る。
- ・ 用途地域の指定されていない地域においては、周辺地域との環境の調和に配慮した土地利用を図るため、建築形態規制に加え、新たに特定用途制限地域の指定等を行う。
- ・ 国道 2 号や国道 190 号等の幹線道路沿道のうち、用途地域の指定がなく沿線の田園・自然環境の保全の必要な地域では、地区計画の活用や特定用途制限地域等の土地利用

制度の適用等により、周辺の環境や景観と調和した土地利用の規制・誘導を検討する。

■土地利用及び市街地整備に関する方針



3-2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設の都市計画の決定の方針

① 基本方針

1) 交通体系の整備の方針

- ・ 宇部・小野田広域圏における中核都市としての中枢機能を発揮し、圏域間交流を通じた地域活性化を図るために、他都市との連携を促進する総合的な広域交通ネットワーク*の充実・強化に努める。
- ・ 市街地内の交通を円滑に処理し、より安全で快適な生活を実現するため、幹線道路ネットワークの構築や公共交通機関の利便性の向上を図る。
- ・ 航空災害、コンテナ災害等の非常時における総合的な救急体制の強化を図り、道路が災害・地震時の避難や救援、物資運搬の経路となり、また、火災時の焼け止まり線としても機能するよう、沿道市街地の防災性の向上と併せて、安全な生活を支える道路網の整備を進める。
- ・ 災害・地震時において、代替ルートが確保できるよう、広域交通ネットワークや生活圏内の道路網の整備に努め、ライフラインとしての機能の充実に努める。
- ・ 既存の道路空間を自家用車から徒歩・自転車交通、公共交通等を重視した空間に再構築することに努め、道路空間の利活用による都市環境の改善を図る。
- ・ 道路や沿道の緑化等により、観光ネットワークの演出にも役立つ、地域の特性を活かした道路景観の形成に努める。
- ・ 都市部と農山漁村部が相互に支えあう地域循環型の都市の実現に向けた道路網整備等、交通ネットワークの構築を図る。
- ・ 長期にわたり未整備の都市計画道路については、県策定の都市計画道路の見直し基本方針等をもとに土地利用や拠点形成など地域整備の方向性を見直しとあわせて、その必要性や配置、構造等についての検証を行い、見直しの必要がある場合には都市計画の見直しを行う。
- ・ 自動車交通の増加に伴う環境問題への対応や、自家用車による移動が困難な人々に対応するため、公共交通の維持・充実に努めるとともに、駅舎やバス停、車両、歩道や自転車道等、交通施設のユニバーサルデザイン*に配慮した整備を推進する。
- ・ 交通渋滞や環境問題への対応として、J R 山陽本線、小野田線の頻繁運行、鉄道相互や鉄道とバスの接続強化、パーク・アンド・ライド*等の推進による公共交通の利便性向上、利用促進を図る。
- ・ 高速交通網の利便性を向上させ、物流の円滑化を図るため、山陽自動車道の小野田 I.C や山口宇部空港、重要港湾宇部港、重要港湾小野田港、山陽新幹線 J R 厚狭駅等の広域交通拠点へのアクセス*道路の整備を促進する。

2) 整備水準の目標

- ・ 地域間の移動時間の短縮の充実や快適な歩行空間の創造を目的に策定された「ジョイフルロード構想」の実現とともに、安全で快適な交通施設整備の進展を目指す。

② 主要な施設の配置の方針

1) 道路

【広域幹線道路】

- ・ 周辺広域都市圏の都市核との連携の促進を図るため、山陽自動車道、山口宇部小野田連絡道路（県道妻崎開作小野田線の一部を含む）、国道 2 号、国道 190 号、国道 316 号、県道小野田山陽線を広域幹線道路として位置づける。

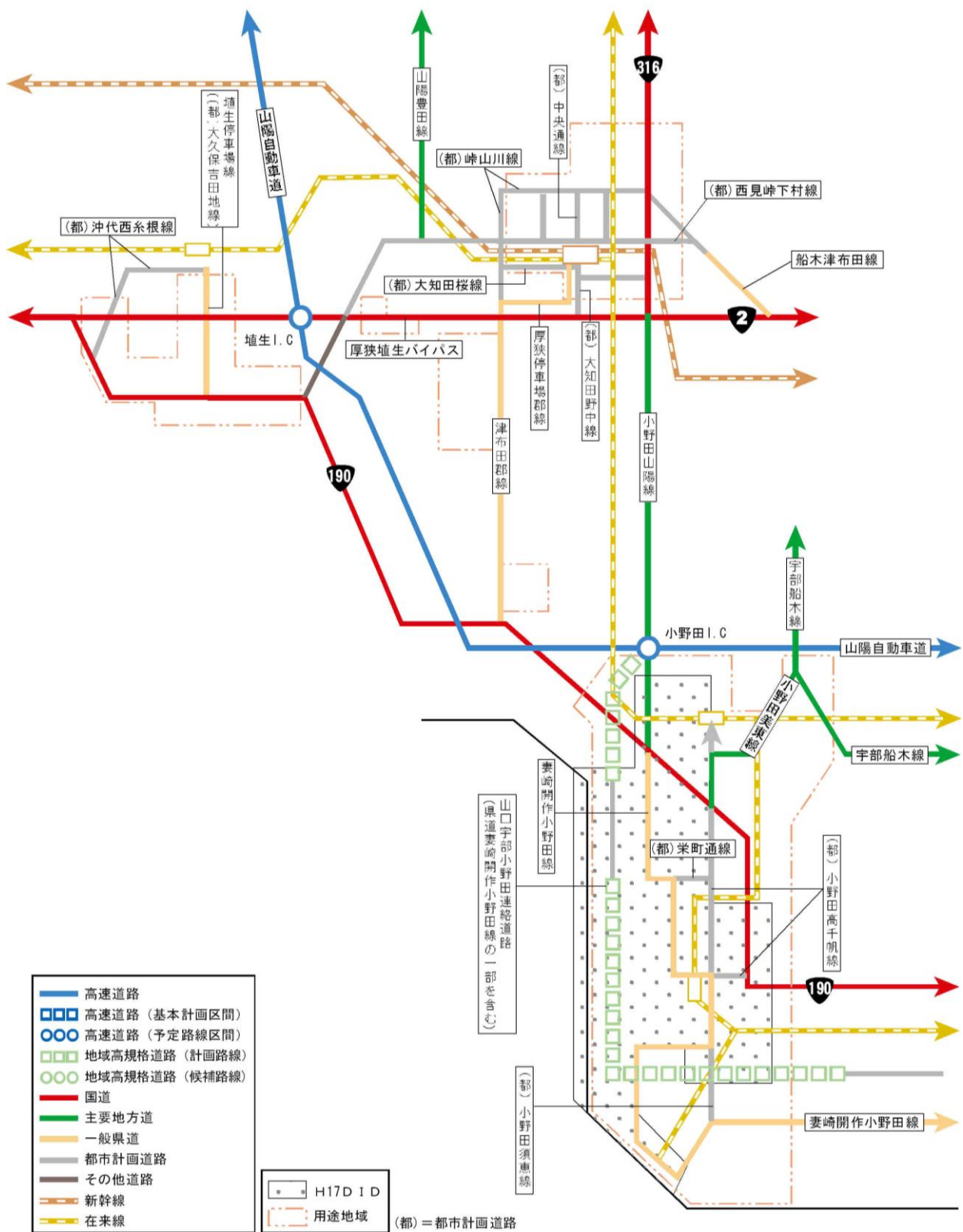
【地域幹線道路】

- ・ 広域幹線道路を補完し、本区域と周辺の都市核・地域核との連携の促進を図るため、県道小野田美東線、県道宇部船木線、県道山陽豊田線、県道津布田郡線を地域幹線道路として位置づける。

【都市内骨格道路】

- ・ 都心環状道路として、（都）小野田高千帆線、（都）栄町通線を位置づける。
- ・ 広域幹線道路からの交通を既成市街地へ導流し、既成市街地と宇部市を結ぶ都市内骨格道路として、県道妻崎開作小野田線を位置づける。
- ・ 山陽地域厚狭地区における都市内骨格道路として、県道厚狭停車場郡線、（都）中央通線、（都）峠山川線、（都）大知田野中線、（都）大知田桜線、（都）西見峠下村線を位置づける。
- ・ 山陽地域埴生地区における都市内骨格道路として、県道埴生停車場線（（都）大久保吉田地線）、（都）沖代西糸根線を位置づける。

■主要道路の配置の方針図



2) 公共交通

- ・ 山陽新幹線厚狭駅等、公共交通における結節機能を強化するとともに、新幹線とＪＲ小野田線、ＪＲ美祢線の利用促進や接続強化の検討や、バスネットワークとの連携による利便性の向上を図る。また、あわせて、施設のユニバーサルデザイン化など、利用環境の改善に努める。
- ・ 既存のバスネットワークの維持・充実に努め、利用者のニーズに合わせた利用形態とサービスを備えたシステムの構築に努めるなど、公共交通機関の充実を図る。

3) 駐車場

- ・ 駅や港周辺等の交通結節点や観光拠点等において、今後の市街地整備の動向や交通量、駐車場需要動向や観光振興等から民間駐車場とのバランスを検討しつつ、駐車需要に見合った効率的な公共駐車場の整備を行う。
- ・ 自転車駐車場については、交通結節点や公共公益施設に付設するだけでなく、沿道土地利用に応じた適正な配置に努める。
- ・ 併せて、ユニバーサルデザインに配慮した整備を進めるなど、利用者の利便性・安全性の向上に努める。

4) その他

- ・ 重要港湾である小野田港は、物流需要の増大、船舶の大型化、荷役形態の変化等に対応するために公共ふ頭、航路等の港湾施設の整備拡充を促進する。

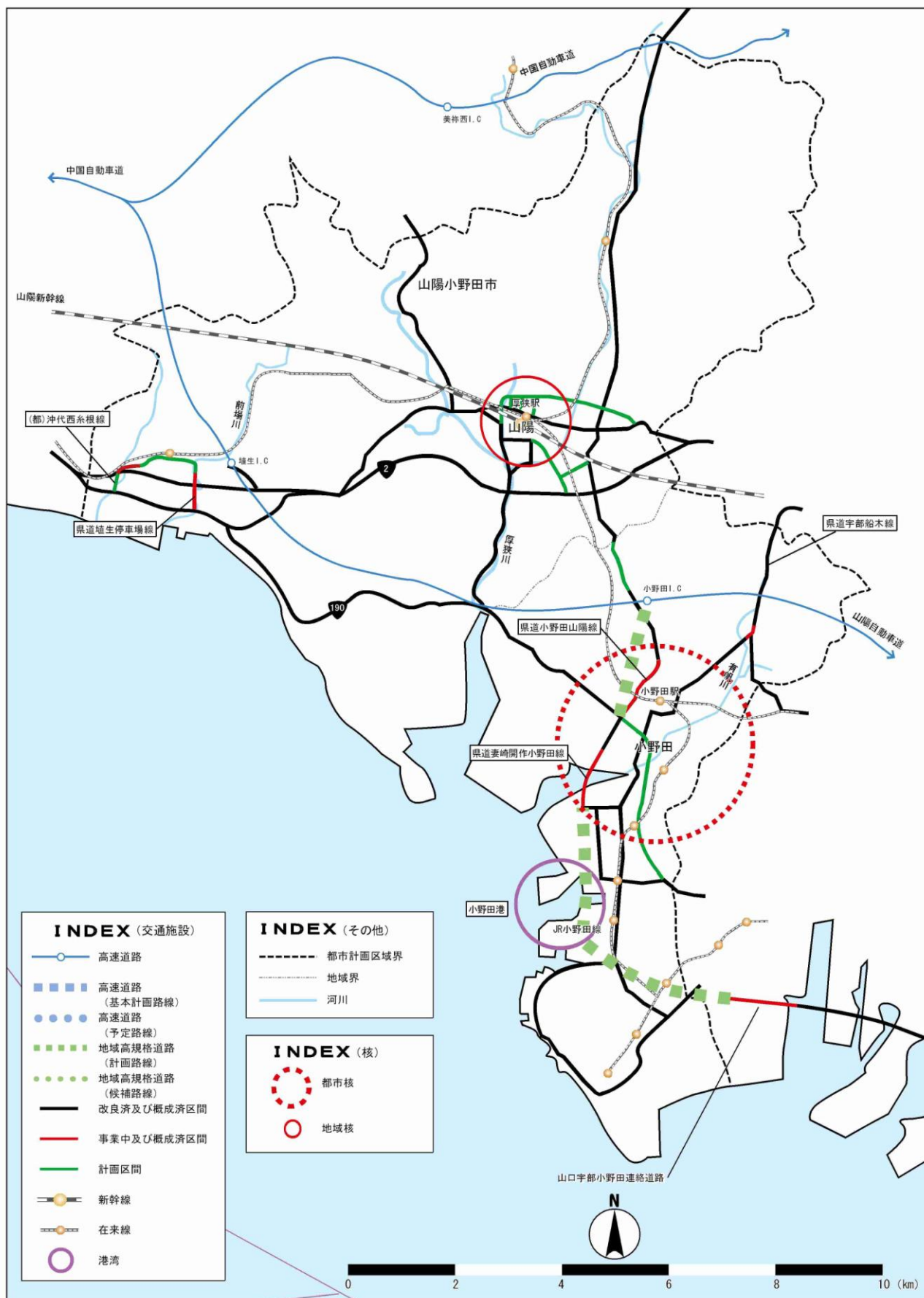
③ 主要な施設の整備目標

本区域における交通施設のうち、現在事業を実施している主要な事業は次のとおりとする。

【現在事業を実施している主要な事業】

種 別	名 称	市町名
道 路	県道 妻崎開作小野田線 (山口宇部小野田連絡道路の一部)	山陽小野田市
	県道 小野田山陽線	山陽小野田市
	県道 埴生停車場線	山陽小野田市
	県道 宇部船木線	山陽小野田市

■交通施設の整備方針



(2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

① 基本方針

1) 下水道及び河川の整備の方針

i) 下水道

- ・ 健康で快適な生活環境の確保や河川、海域等の公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道の計画的な整備を進めるとともに、浄化槽や農山漁村地域における集落排水施設の整備等、各地域の実情を踏まえた污水处理施設の整備を促進する。

ii) 河川

- ・ 多様で生態系に優しい流れの保全・創出等の自然豊かな川づくり、水量の確保や水質の保全と改善等の豊かで清らかな流れの川づくり、洪水等に対して安全で安心できる川づくり、親水レクリエーション等、地域の人に愛され親しまれる川づくりを図る。
- ・ 都市の景観を印象づける有帆川や厚狭川等の河川や、水路等の水辺については、周囲の景観と調和した整備に努める。
- ・ 洪水被害の軽減策として、雨量、水位等の水文情報*の伝達やハザードマップの公表等により、住民に自主的かつ的確な避難等を促す等、住民の危機管理意識の高揚に努める。

2) 整備水準の目標

- ・ 下水道については、「山口県污水处理施設整備構想」に基づき、污水处理施設整備の計画的かつ効率的な実施を図る。
- ・ 河川については、「やまぐちの川ビジョン」を反映させた河川整備基本方針及び河川整備計画を策定し、事業の実施を図る。

② 主要な施設の配置の方針

1) 下水道

- ・ 公共下水道は、既成市街地を優先的に整備し、周辺市街地においても計画的な事業の促進に努め、良好な生活環境の確保を図る。
- ・ 処理区域内の雨水・污水対策に伴う処理場、ポンプ場や管きよの整備に努める。
- ・ 老朽化の進む下水道施設については、事故の未然防止及びライフサイクルコスト*の最小化のため、健全度に関する点検・調査を実施し、長寿命化計画を策定し、事業の実施を図る。

2) 河川

- ・ 本区域を流れる二級河川厚狭川、有帆川及び前場川等については、人々の生活の安全及び生活環境の保全を図るため、洪水防止対策と周辺の環境を考慮し、計画的に改修・整備を進める。
- ・ 河川は都市の重要なオープンスペースであることから、人々が身近に水辺に近づき、親しむことのできる河川空間の創出に努める。

③ 主要な施設の整備目標

本区域における公共下水道及び河川のうち、現在事業を実施している主要な事業は次のとおりとする。

【現在事業を実施している主要な事業】

種 別	名 称
下水道	山陽小野田市公共下水道
河 川	有帆川、厚狭川、前場川、糸根川

(3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針

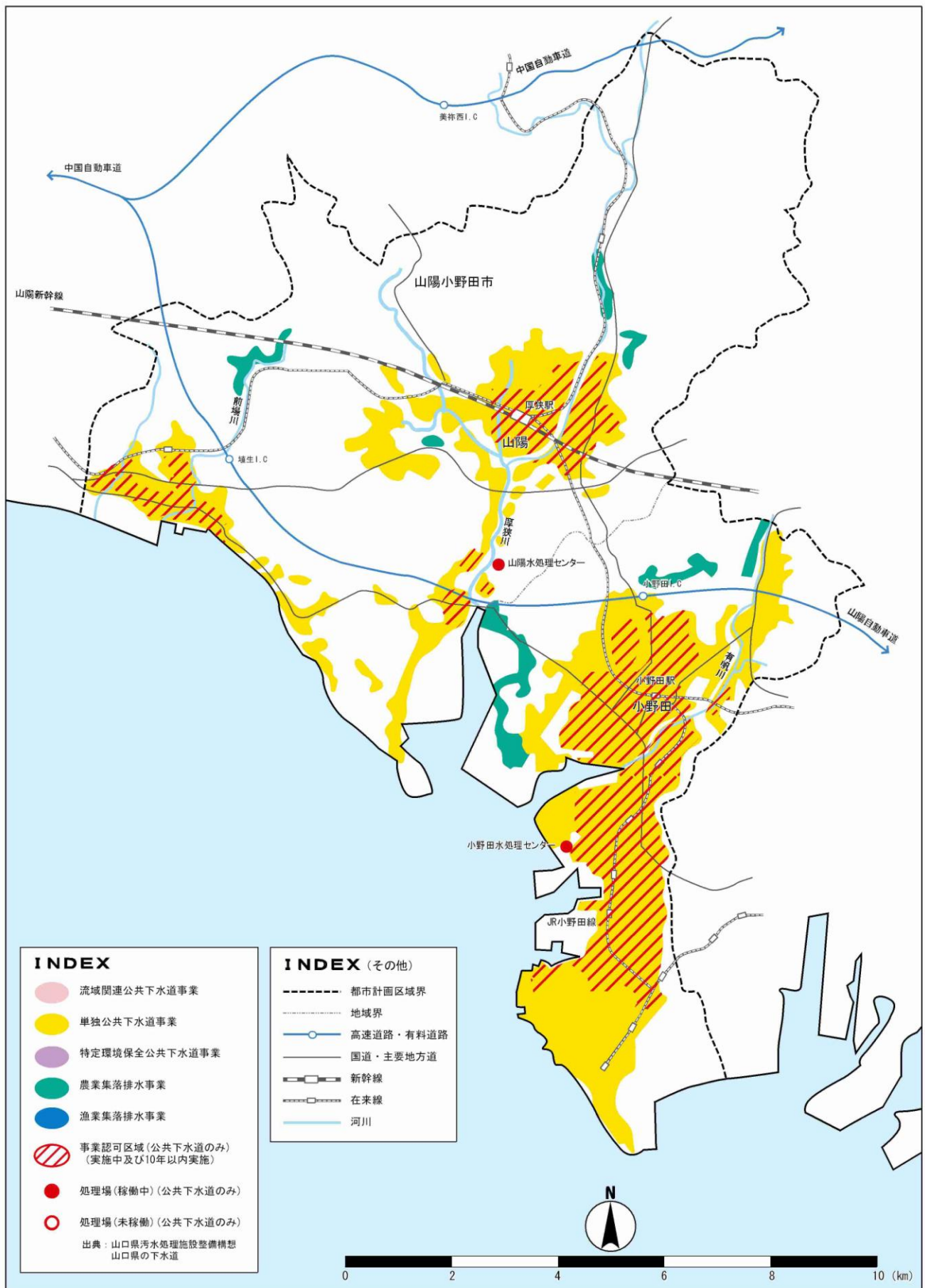
① 基本方針

- ・ 圏域全体の良好な環境を確保する循環型社会の構築を図るため、廃棄物の適正処理を促進するとともに、供給処理施設の適切な整備と併せて、広域化・共同化による広域的な供給処理体制の充実を図る。
- ・ 分別収集の徹底、リサイクル活動拠点の整備等により、ごみの再資源化を推進する。

② 主要な施設の配置の方針

- ・ 廃棄物処理法に基づく一般廃棄物及び産業廃棄物については、「山口県循環型社会形成基本計画」に基づき、廃棄物の排出抑制、再利用、再生利用及び適正処理に関する施策を推進する。
- ・ 山陽小野田市環境衛生センター及び山陽小野田市小野田浄化センターについては、より環境への影響を配慮した処理体制を整備するとともに、効率的な運用に努める。
- ・ 卸売市場については、「山口県卸売市場整備計画」に基づき、適正な配置を推進する。

■下水道及び河川の整備方針



3-3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

- ・ 道路、下水道、公園等の都市施設の整備を推進するとともに、地域の特性に応じた魅力ある市街地の形成を図るため、市街地開発事業等の面整備や地区計画の策定等により、良好な居住環境を備えた都市づくりの推進に努める。
- ・ 特に、小野田駅前地区は、小野田地域の「表玄関」としての役割を担っていることから、土地区画整理事業もしくはそれに準ずる市街地整備手法の推進によりにぎわいと回遊性のあるまちづくりを行い、「まち」としての魅力の向上に努める。
- ・ 今後市街化が予想される千崎地区、高須地区、東大塚地区については、土地区画整理事業や地区計画による計画的な市街地整備を推進する。
- ・ J R 小野田駅及び J R 厚狭駅周辺では、商業業務施設の集積促進、中高層共同住宅等の建設促進を図る。特に、都市基盤施設が整備された駅南については、快適な都市型住宅や商業業務施設の建設を誘導し、計画的に複合型の土地利用形成を進める。
- ・ J R 厚狭駅北部の既成市街地については、既存商店街の再開発を目指した整備を図るとともに、古いまちなみや周辺の史跡、自然等を活かした交流の場として、市街地開発事業の実現に向けた取り組みを促進する。
- ・ J R 小野田駅や J R 厚狭駅において、南北連絡道を整備することにより、駅南北の一体的な市街地の形成を図る。
- ・ 公共建築物、道路、公園等の公共施設のユニバーサルデザイン*に配慮した整備を図り、子供からお年寄りまですべての人々が安心して日常生活や社会活動ができる都市づくりを推進する。
- ・ 長期にわたり未整備の市街地開発事業については、その必要性等について検証を行い、見直しの必要がある場合には都市計画を見直す。

(2) 市街地整備の目標

本区域における市街地開発事業のうち、現在事業を実施している主要な事業は次のとおりとする。

【現在事業を実施している主要な事業】

地区名称	市町名	事業主体	整備手法
小野田駅前	山陽小野田市	山陽小野田市	土地区画整理事業等

3-4. 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針

① 基本方針

1) 基本方針

- ・ 豊かな自然と都市が共生した循環型地域社会*の形成を進めるため、森林、農地、河川等の自然環境を適正に保全するとともに、自然の豊かさや美しさを実感できる交流やふれあいの空間の整備を図る。
- ・ 都市環境への負荷を軽減する緑の機能を保全・活用するため、都市緑化を推進する。
- ・ 緑豊かなうるおいのある都市景観の形成、身近な緑の中でのレクリエーション需要への対応、あるいは災害・地震時の避難場所や救援活動の拠点の確保等を図るため、広域緑地計画*や緑の基本計画*等に基づいた公園・緑地の計画的な整備を進める。
- ・ 長期にわたり未整備の都市計画公園については、その必要性や機能、規模等についての検証を行い、見直しの必要がある場合には都市計画の見直しを行う。

2) 計画水準

身近な自然環境と触れあえる生活環境を実現するため、将来市街地において、緑地として確保する目標量は、次表のとおりとする。

【緑地の確保目標量】（広域都市圏単位）

	平成 42 年
将来市街地面積に対する割合	おおむね 30%

※ 将来市街地面積に対する割合 = (将来市街地内の緑地確保目標量 + 将来市街地に接する周辺緑地の確保目標量) / (将来市街地面積 + 将来市街地に接した周辺緑地の確保目標量)

また、都市公園として整備すべき緑地の都市計画区域内人口 1 人当たりの目標量は、次表のとおりとする。

【都市公園の目標量】（広域都市圏単位）

	平成 42 年
都市計画区域内人口 1 人当たりの目標量	約 20m ² /人

② 主要な緑地の配置の方針

緑地の配置計画に当たっては、主として緑地の存在機能に着目した環境保全系統、レクリエーション系統、防災系統、景観構成系統の 4 つの系統毎に緑地の均衡ある配置を図る。

1) 環境保全系統

- ・ 都市の骨格や良好な生態系を形成している市街地背後の山地・丘陵地や厚狭川・有帆川等の河川沿いの緑地を保全・創出する。
- ・ 快適な都市環境の形成を図るため、都市生活に密着した市街地内及び周辺地域の都市公園等の整備を推進する。
- ・ 都市の気象緩和の役割がある市街地を取り囲む山地や海、市街地内の緑、「風のみち*」となる道路や河川等の連続した緑については、都市の生活環境をより快適にする緑として保全・創出する。
- ・ 特に、市街地周辺部の開発がみられる地区等では、緑地の連続性の回復を図り、市街

地を取り囲む外縁緑地の形成に努める。

2) レクリエーション系統

- ・ レクリエーション利用効果を高めるため、公園等を連結する緑道の設置、河川沿い緑地の活用等により、有機的な緑地の配置を図る。
- ・ 住民の身近な憩いや遊び場として、また休息や運動等の場として利用できる住区基幹公園*や都市基幹公園*等の都市公園等を人口や土地利用の動向及び都市施設の配置を勘案して適切に配置する。
- ・ 広域的なレクリエーションの場となる、江汐公園や竜王山公園、物見山公園等の整備を推進する。
- ・ 老朽化の進む公園施設については、安全確保及びライフサイクルコストの削減のため、効率的な維持管理・保全・改修に向けた長寿命化計画の策定に努める。

3) 防災系統

- ・ 災害時の防災拠点としての役割を果たす緑地として、公園・緑地の整備・維持管理を進める。
- ・ 大規模災害時の防災体制の確保のため、広域的な防災拠点となる公園として、江汐公園を活用する。
- ・ 洪水、高潮、土砂災害などに加え、地震時等における防災機能の確保のため、地域防災計画に基づいた避難地及び避難路や緩衝帯となる緑地を計画する。
- ・ 洪水や高潮による浸水や、地滑り、斜面崩壊、土石流などの土砂災害のおそれが高い地域に存する緑地については、災害の防止を図るため、保全に努める。

4) 景観構成系統

- ・ 自然的な景観を構成する緑地として、市街地背後の山地・丘陵地の樹林を保全する。
- ・ 郷土景観を構成し、ランドマークともなる緑地として、市街地内に点在する史跡、名勝及び神社仏閣と一体的な樹林地を保全する。
- ・ 市街地北西部等に広がる水田を中心とする田園緑地や集落等の良好な郷土景観を構成する緑地の保全を図る。
- ・ 都市にうるおいをもたらしている厚狭川、有帆川等の河川緑地については、地域を代表するすぐれた景観を形成するものとして保全・創出を図る。
- ・ 街路樹の植栽等による都市施設等の緑化を進め、都市景観の向上を図る。

③ 実現のための具体の都市計画制度の方針

1) 都市計画公園・緑地等の配置方針

本区域における都市計画公園・緑地等の配置方針は次表のとおりである。

【都市計画公園・緑地等の配置方針】

公園緑地等の種別		配置の方針
住区基幹公園		利用圏域人口、誘致距離、市街地の開発及び土地利用の状況等を勘案し、適正な配置計画の下、整備及び再整備を推進する。
都市 基幹 公園	総合公園	竜王山公園、小野田カルチャー公園、物見山公園については、人々が憩い、自然とのふれあいの場として利用できる公園として整備・充実を図る。
その他の公園・緑地		江汐公園を広域公園として配置する。 有帆緑地、浜河内緑地を市民の憩いの拠点として整備・充実を図る。 焼野海岸や有帆川沿いを親水空間として整備するとともに、瀬戸内海に面する自然海岸の保全を図る。

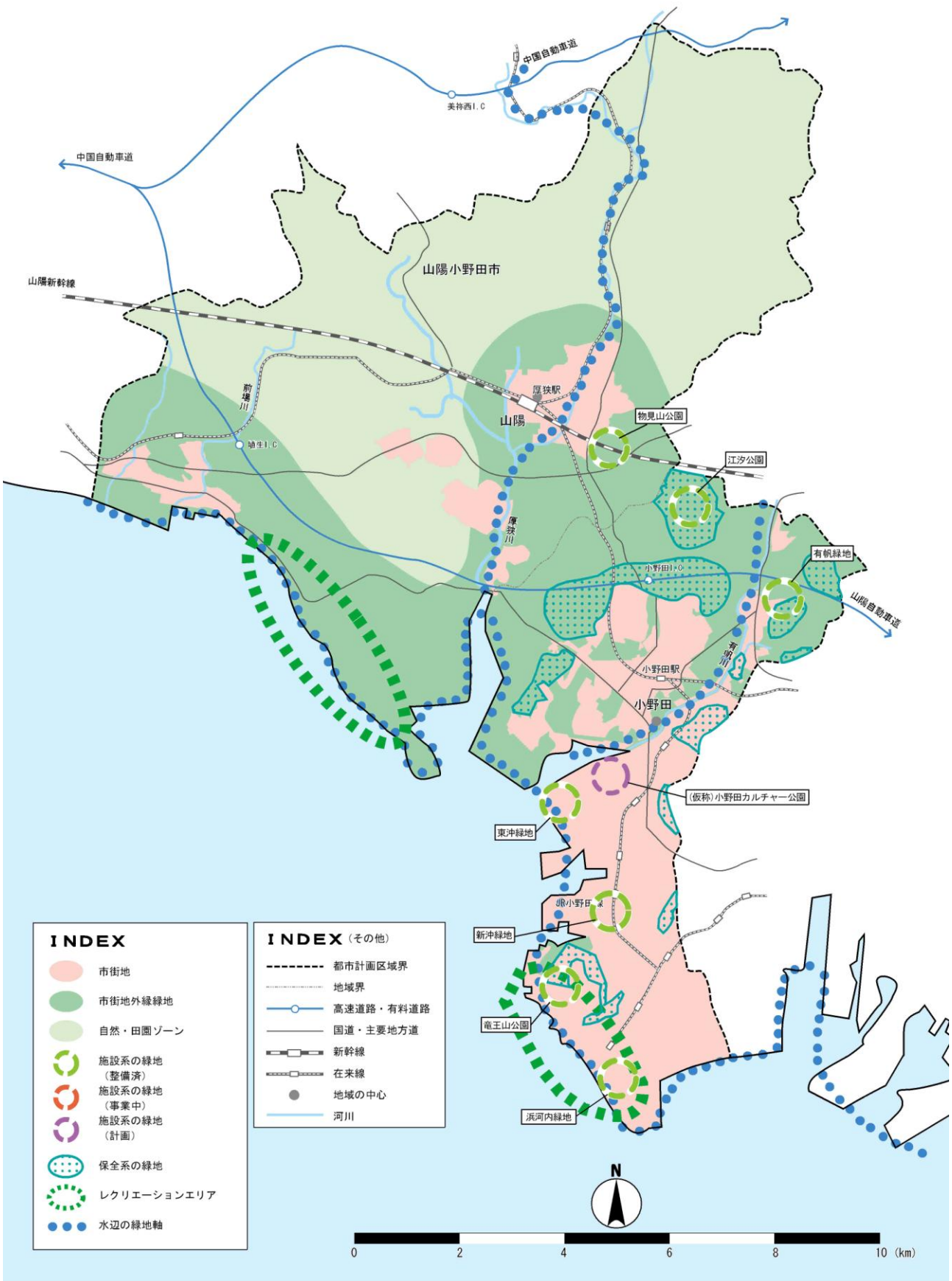
2) 特別緑地保全地区*等の指定方針

本区域における特別緑地保全地区*等の指定方針は、次表のとおりとする。

【特別緑地保全地区*等の指定方針】

地区の種別	指定方針
特別緑地保全地区*	市街地及びその周辺の都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、貴重な動植物の生息地となる緑地等は、良好な自然的環境の維持に必要な緑地として指定を検討する。
風致地区*	市街地に接し、地域の緑地軸を形成する樹林地等は、良好な自然的景観の維持に必要な緑地として指定を検討する。

■自然的環境の整備・保全に関する方針



3－5. 景観の保全と創出に関する主要な都市計画の決定の方針

① 基本方針

- ・ 「山口県景観形成基本方針」に基づき、住民、事業者、行政がそれぞれの役割を分担しながら美しい景観を守り、育て、快適なまちづくりを推進する。
- ・ 本区域の自然景観の骨格を成している市街地の周りを取り囲む山並みや海、河川等の自然景観や歴史的・文化的なまちなみの保全、市街地内の緑化の推進と併せて、まちなみ景観に配慮した建築物や公共施設の形成を図る。
- ・ 誰もが身近な景観に関心を持てるように、地域景観ワークショップやセミナーなどによる景観への意識を啓発するとともに、それを支える、山口県景観アドバイザーや山口県景観サポーターを育成し、活用する。
- ・ 山陽小野田市の景観形成団体移行及び景観計画策定を推進し、都市と自然と歴史が織りなす美しい景観を守り、後世に伝えることができるまちづくりを進める。
- ・ 景観に対する意識の啓発や必要な情報提供を積極的に行い、住民、事業者、行政がそれぞれの役割を分担しながら協働してうるおいのある、美しいまちづくりを進める。

② 主要な景観の保全と創出の方針

- ・ J R 小野田駅周辺や栄町、公園通り周辺地区、J R 厚狭駅周辺地区では、商業・業務施設や公共公益施設等の都市機能の集積を図り、人々が集い交わる中心拠点にふさわしい魅力ある都市景観の創出を図る。
- ・ 良好な自然景観を有する竜王山や江汐湖周辺の緑地環境、焼野海岸等、地域を特徴づける景観を有する地区については、その景観の保全を図る。
- ・ 歴史的なまちなみが残されている山陽地域の旧山陽道沿いの街道集落等では、防災面に配慮しつつ、歴史的建築物等の保存・修繕や、敷地内の緑等の保全を図り、地域に根づく文化的景観と調和したうるおいのある歴史的なまちなみの保全・形成を図る。
- ・ 都市にうるおいをもたらしている厚狭川、有帆川等の河川緑地については、地域を代表するすぐれた景観を形成するものとして保全・創出を図る。
- ・ 道路や沿道の緑化、電線類の地中化等により、観光ネットワークの演出にも役立つ、地域の特性を活かした道路景観の形成に努める。
- ・ 身近な生活空間においても、地域住民の総意と自主性のもと、地域に根ざした居心地の良い景観が保全・創出できるよう努める。

3－6．都市防災に関する主要な都市計画の決定の方針

① 基本方針

- ・ 本区域の災害特性に配慮した土地利用の誘導等を行うとともに、延焼防止や、避難、救助、物資の輸送等に資するオープンスペースや道路等の整備を促進するなど、災害に強いまちづくりへ取り組む。
- ・ 近年多発する集中豪雨や大型化する台風等による洪水、高潮、土砂災害などに対し、被害の発生や拡大をできるだけ抑えることができるよう、本区域の災害リスク情報を踏まえた都市構造の検討を行う。
- ・ 地震による建築物の倒壊や、市街地における火災・延焼による被害をできるだけ抑えることができるよう、災害時の避難路や延焼防止帯等としても機能する道路や公園等の整備を行うとともに、建築物の耐震化や不燃化を促進する。なお、地震津波等については、今後の法をはじめとする様々な取組や検証に基づき、必要な都市構造等の検討を行うこととする。
- ・ 住民、地域、企業、行政などがそれぞれの役割を認識し、災害リスク情報の共有や相互補完による連携を図りながら、ハード・ソフト両面からなる多様な取組を推進する。

② 主要な都市防災の方針

- ・ 土砂災害から人命や財産を守るため、土砂災害特別警戒区域に指定された地区については、開発許可制度の適切な運用等による住宅等の新規立地の抑制や、既存住宅の地区外への移転・誘導を図る。
- ・ 災害を防除する河川管理施設や急傾斜施設、海岸管理施設等の整備や適切な維持管理に併せ、洪水・高潮浸水エリアや、土砂災害警戒区域に指定された地区等について、各種ハザードマップ等により、災害のおそれのある区域についての危険の周知を行う。
- ・ 木造住宅等が密集する地区については、建築物の耐震化や不燃化を促進する。
- ・ 市街地を流れる厚狭川、有帆川の洪水避難地図や高潮ハザードマップなど、洪水や高潮、土砂災害等の災害リスクを示す各種ハザードマップの周知や活用の促進により、住民の防災意識を高め、災害発生時の被害の軽減を図る。